

## 子供の治療用メガネの保険適用について

9歳未満の子供が「弱視」「斜視」「先天性白内障術後の屈折矯正」等の治療に使用する眼鏡やコンタクトレンズに係る療養費が支給される保険制度があります。その際、医師が治療に必要だと診断し、かつ健康保険組合などの保険者が認めた場合に限り、療養費が支給されます。

ここでは、保険申請の手順や、支給額の参考例など、保護者のみなさまにとっての目安となる情報を紹介します。

保険申請の手順

1

### 「療養費支給申請書」を発行してもらう。

加入している健康保険組合窓口にあります。主治医の署名や医療機関の印などが必要となるケースもありますので、所属している保険団体にご確認ください。

保険申請の手順

2

### 「診察後、医師に証明書類」を発行してもらう。

「疾病名」と「検査結果」の二点が記載された証明書類を発行してもらいます。定型の書類はありませんが、「弱視等治療用眼鏡等作成指示書」等、保険申請の専用書類もありますので、主治医とご相談ください。

保険申請の手順

3

### 眼鏡作成後、購入した「治療用眼鏡等」の領収書を発行してもらう。

宛名はお子様本人のお名前。但し書きには「治療用眼鏡代」等記載された領収書を眼鏡店に発行してもらいます。

保険申請の手順

4

### 保険申請（療養費の請求）

上記「医療費支給申請書」、「医師による証明書類」、「領収書」を、所属している保険団体に持参もしくは郵送して手続きを行ってください。

#### ■支給基準額

・弱視眼鏡：37,801円    ・コンタクトレンズ：15,862円（1枚）

自己負担の割合は、所属している保険団体によって異なります。

例：3割負担とした場合の支給上限額 弱視眼鏡：37,801円×0.7=**26,460円**

●購入金額が支給基準額を**超えた場合**の実際の支給額

37,801円以上の弱視眼鏡を購入した場合＝一律 **26,460円**

●購入金額が支給基準額を**下回った場合**の実際の支給額

37,801円未満の弱視眼鏡を購入した場合＝**購入金額×0.7**

#### ■更新（作り替え）

5歳未満は前回の保険申請から1年以上、5歳以上は2年以上経過している場合のみ、医療費の対象となります。

## 保護者のみなさまへ

ここでご紹介した申請の手順や支給額等は、保険団体によって異なる場合がありますので、事前に所属している保険団体にお問い合わせいただくことをお勧めします。また、保険申請の指示は必ずしも病院からあるわけではないので、医師に「保険給付の対象となる治療用眼鏡であるかどうか」をご確認のうえ、ご自身で速やかに手続きを進めましょう。

イシザワメガネ各店舗連絡先

・お茶の水店：03（3291）1080

・新宿店：03（3350）1080

・荻窪店：03（3220）3080

・練馬高野台店：03（3996）3118

ホームページ URL <http://www.ishizawamegane.co.jp/>

Copyright 2011 © Ishizawa & co.ltd. All Rights Reserved.